

令和7年4月1日  
福岡北九州高速道路公社

## ウィークリースタンスの実施について(お知らせ)

### 1. 目的

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されたことを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

### 2. 対象

福岡北九州高速道路公社が発注する全ての工事及び測量、設計、調査等業務に適用する。ただし、現場条件等により夜間、土日などに工事等を行う必要がある場合や災害対応等緊急を要する場合は除く。

### 3. 取組内容

以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

＜依頼日・時間及び期限に関すること＞

(1) 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

＜会議・打合せに関すること＞

(2) 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない。

(具体的な時間を設定)

(3) 打合せはWeb 会議等の活用に努める。

＜業務時間外の連絡に関すること＞

(4) 業務時間外の連絡を行わない。(情報共有システム・メール含む)

(5) 受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

### 4. 実施方法

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とする。工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施する。

着手時の打合せにおいて、設定した取組内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

### 5. 適用年月日

本通知は、令和7年4月1日以降に起工する工事及び測量、設計、調査等業務に適用する。なお、令和7年4月1日より前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。